

令和2年4月20日

保護者 様

上越市教育委員会教育長
上越市立飯小学校長

緊急事態宣言を受けての臨時休業について（お知らせ）

国の全都道府県を対象とした緊急事態宣言を受け、新潟県知事から市立小中学校における臨時休業の要請があったことから、下記のとおり臨時休業を行います。

記

1 臨時休業を行う学校等

上越市立幼稚園、小学校、中学校

2 期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

3 臨時休業中の注意事項

幼児児童生徒には、下記の内容を指導しています。ご家庭におかれましても、ご協力をお願いします。

- (1) 命に係わる緊急事態による臨時休業であることから、感染防止を第一に考え、不要不急の外出はしない。
- (2) 手洗い・うがいを徹底し、やむを得ず外出しなければならない場合は、必ずマスクの着用をする。
- (3) 毎日、健康状態の確認（検温等）を行い、新型コロナウイルス感染症にり患した疑いがある場合は、学校及び帰国者・接触者相談センター（上越保健所）へ連絡する。
- (4) 学習課題に計画的に取り組み、勉強以外のテレビ視聴、ゲーム、SNS等の利用時間の上限を決め、規則正しい生活を送る。

4 家庭学習について

- ・学年だよりをご確認ください。
- ・家庭にインターネット環境が整っている場合は、下記のページ等を参考にして、自主的に学習を進めることができますのでご活用ください。

★文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

5 その他

- (1) 別紙のお願いのとおり、**発熱があった場合は、午前10時までに、学校へ連絡**くださいますようお願いいたします。
- (2) 放課後児童クラブは、長期休業日と同様の対応により開設します。
- (3) 臨時休業中の学校からの連絡はPTAメールで行います。